

「2012年度 連合の重点政策」

(2011年7月～2012年6月)

I. 重点政策の位置づけと構成

1. 位置づけ

「2012年度 連合の重点政策」は、2011年6月～7月に政府がまとめる2012年度予算の基本方針並びに概算要求基準に対置するものとして策定することとし、重点的に政府・政党に求めていく政策・制度要求をまとめる。

本重点政策は、現在策定している「2012～2013年度 政策・制度 要求と提言」及び別冊の「災害復興・再生に向けた政策」の中から、2012年度(2011年7月～2012年6月)に実現を目指す、特に重要な政策を設定する。(この期間終了後も継続して取り組んでいくこと課題も含むものとする)

2. 構成

「重点政策」「重点運動課題」「継続運動課題」の3部構成とする。

(1) 重点政策

【震災からの復興・再生に向けて】及び【「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて】という2つの大きな柱のもとに各論を設定する構成とする。

(2) 重点運動課題

「重点政策」の各論項目の中で、労働組合や組合員への影響が特に大きく、幅広い運動展開を行って組織の力で実現をめざすものを「重点運動課題」とする。

(3) 継続運動課題

中期的な視点に立ち、組合員レベルでの運動展開によって政策実現をめざす観点から、各年度に実現をめざす「重点政策」とは別に「継続運動課題」を設定する。

II. 2012年度 連合の重点政策

1. 基本的な考え方

3月11日に発生した東日本大震災は、国難とも言える甚大な被害をもたらした。今回の大震災は、市民生活、社会インフラ、企業活動などあらゆる分野に大きな爪痕を残しており、その復興・再生には相当の時間と費用が必要と考えられる。まずは被災地の復旧と被災者の生活再建、雇用の維持・確保に最優先に取り組むとともに、中長期的な復興を視野に、地域全体の産業再生、まちづくりに取り組んでいかなければならない。

一方、日本は少子高齢化の進行や貧困と格差の拡大、不安定・低賃金の労働者の増大と賃金低下による国内消費低迷・デフレ基調の継続など、取り巻く情勢は深刻さを増している。震災からの復興・再生を確実に成し遂げるためにも、すべての国

民が将来に希望と安心を持てる道筋を示さなければならない。そのためにも、働くことを通じて支え合う希望と安心の社会である「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けた取り組みを進めていく必要がある。

2. 重点政策

【震災からの復興・再生に向けて】

(1) 公共インフラの整備と被災者の生活再建・安心して暮らせる環境の整備

①住民の生活再建のための社会保障サービスの拡充とセーフティネットを組み込んだ「福祉のまちづくり」

- a) 住宅、医療、福祉、介護など基本的な生活インフラの早期回復・再建をはかる。
- b) 被災者が必要とする社会保障サービスを確実に受けられるよう、社会保障制度の運用面や財政面などにおける特別措置を行う。
- c) 避難生活における被災者の健康と安全及び被災地の治安や衛生を確保する。
- d) 医療・福祉・介護など社会保障サービスへのアクセス、コミュニティの再生、交通アクセスを重視した「コンパクトシティ」など、「ひとが中心の安心のまちづくり」を進める。

②防災性が高く環境にやさしいまちづくりの推進

- a) 地域住民の意向を踏まえた上で、太陽光や風力、バイオマス、小水力、潮力など、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの高度利用や地域全体での廃熱利用など、低炭素型社会のモデル地域として、被災地の新たなまちづくりを推進する。
- b) 東京電力および東北電力管内の電力供給不足に対応するため、スマートタップやスマートメーターの無償配布により節電の見える化を推進し、節電行動の成果に対するエコポイントなどのインセンティブ付与により、家庭における実効的な節電行動を促進する。その際は、ポイント等を被災者支援に利用できる仕組みをあわせて整備する。
- c) 国内外の専門機関との連携をはかり、放射性物質による大気汚染・土壌汚染・海洋汚染の状況に応じ、除去のために必要な措置を講じる。
- d) 被災により発生した廃棄物の処理および再資源化を迅速に推進するため、集積場や処分場、再資源化拠点の整備を早急に行う。また、海中にある船舶や自動車、がれき等の撤去を地方自治体と優先順位を協議した上で国費において早急に行う。
- e) 「防災環境未来都市」の基本構想に基づき、防災性が高く、環境にやさしいまちづくりとともに、行政・教育・医療・介護・生活などの機能を集約した効率的なまちづくり（コンパクトシティ）を推進する。
- f) ライフライン（電気・ガス・情報通信・上下水道）の基幹設備や管路の耐震

化を進め、災害時におけるバックアップ機能を充実させる。また、防災拠点としての機能が発揮できるよう、行政機関の耐震化や防災化を推進する。

- g) 被災者の居住の安定を確保するため、応急仮設住宅から公的賃貸住宅に移り住むことができるよう、公営住宅の増設、民間賃貸住宅の借上げなどの支援を拡大する。
- h) 交通基盤の老朽化対策および耐震化に対する支援を拡大するとともに、自家用の交通手段と公共の交通手段との最適な組み合わせ（ベスト・ミックス）により、環境負荷の小さい交通・運輸体系を構築する。
- i) 緊急時のアクセスの補完性を担保するとともに、太平洋と日本海の海上輸送ルートを補完的に活用するため、道路・鉄道・航空・海運等の物流ネットワークの確保を支援する。

③安心して学ぶことができる教育環境の整備

- a) 被災地における学校施設の復旧および、指導・養護体制の充実をはかり、安全かつ適切な教育を行うための環境を整備する。
- b) 被災による教育の格差や将来の進路選択への影響が発生しないよう、教育費に関する公的支援の拡充などを通じて、子どもの就学機会を確保する。
- c) 被災した学生の進学・進級・就職等に不利益が生じないよう、入学試験や単位認定、学位認定などに際してはきめ細やかな対応をはかる。

④地方自治体の再建・行政サービス体制の確立

- a) 政府は、被災した自治体の意向を十分にくみとった上で、生活再建、雇用・就労回復、地域の経済・産業再生、土地再生等を盛り込んだ復興・再生の基本方針を策定、実行する。
- b) 省庁縦割りを排除した復興対策本部を設置し、そのもとに基本方針の実行を担う推進組織を設置する。
- c) 基本的な自治体機能の回復のため、全国的な支援体制を確立するとともに、被災地に国の総合出先機関を設置し、地方自治体と連携し、地域のニーズ把握、情報収集及び国の業務にかかる窓口対応のワンストップ化をはかる。
- d) 被災地ボランティアの活用・参加に関するマネジメント機能を強化し、ボランティアの力を有効に活用できる仕組みを確立する。
- e) 特別交付税を増額する。その際、国と地方の協議の場等を通じて、配分決定プロセスの透明化をはかる。

(2) 被災労働者等の雇用の維持・創出と安全の確保

①被災労働者・失業者に対する全国ネットワークを活用した就労支援、雇用保険等の拡充と復興対策としての一般財源の投入

- a) 被災して失業した労働者が復興後に同一事業主で再雇用できるよう、企業の

再建と就労に向けた支援を強化する。

- b) 雇用・労働に係る対策は、労使が拠出する労働保険料を主たる財源としているが、今般の非常事態に当たり、復興対策として一般会計からも財源を投入する。
- c) 雇用保険の失業給付特例措置の取扱いについて必要な見直しを行い、失業等給付に係る国庫負担割合を現行の 13.75%から、早期かつ確実に本則の 1/4 (25%) に戻す。

②公共事業における被災地域の労働者の優先雇用及び公契約基本法の制定を含む公契約の適正化

- a) 復旧・復興に向けた公共事業においては、被災地域における労働者の優先雇用が行われるよう措置を講ずる。
- b) 公契約基本法を早期に制定するとともに、復旧・復興の公共事業に際しては、単なる価格競争入札は行わず、公正労働基準・安全衛生基準等労働関係法の遵守を要件化する。

③労働安全衛生対策の強化

- a) 復旧事業・計画停電対象地域においても、労働基準、および安全衛生基準を遵守し、安易な緩和は行わない。
- b) 復旧・復興事業に関するアスベスト・危険有害物質の暴露、過労等の安全衛生、災害防止対策を徹底する。
- c) 被災労働者に対する健康確保対策、メンタルヘルス相談を実施する。
- d) 福島第 1 原子力発電所及び警戒区域・避難区域等で働く労働者の放射線被ばく線量の管理、健康確保、安全衛生対策を強化する。
- e) 行政のイニシアチブにより、職場における地震・防災対策を全国的に確認・徹底する。

(3) 被災地域の産業復興・再生と国内経済活動の活性化

①中長期的な地域復興と地域経済・産業の再生、中小企業への支援

- a) 国内外のサプライチェーン、或いは地域の経済・雇用の早期再生をはかるために、それらの核となる企業の復旧・再開への早期かつ重点的な支援や時限的な規制緩和など必要な環境整備を行う。
- b) 地域復興に当たっては、中長期的視野の下、地域の経済・雇用の核となる産業・企業の活動に加え、新規産業の立ち上げを視野に、地域全体の意見を十分に反映した復興構想を策定し、その推進・支援を行う。
- c) 中小企業などの事業の継続・再生に向けて、被災企業にかかる債務調整手法の周知と資金繰り支援を行うとともに、これら各種支援策・手続きにかかるワンストップサービスの充実をはかる。

- d) 中小企業などにおいて、共同仮設工場・店舗を速やかに建設し、低廉な賃貸料とするなど、当面の事業継続・再生に向けた支援を行う
- e) 直接被災していないがサプライチェーンの混乱や風評被害など大きく影響を受けている企業や被災地において創業しようとする者に対して、中小企業の取り扱いと同様の支援策を行う。
- f) 危機対応融資については、政策金融・指定金融機関を活用するなどして、十分な予算を確保し、被害を受けた企業（中小企業を中心に中堅・大企業も含む）に必要な資金供給（設備資金・運転資金など）のための措置を実施する。措置の制度設計にあたっては以下の点に留意し、措置を実施する金融機関に対しても同様の留意を指導する。ア）迅速な資金供給の観点から、申請や審査などの手続きは極力簡素なものとする、イ）直接被災だけでなく、サプライチェーンの混乱や風評被害など一定の範囲で間接被害を受けた企業も対象とする、ウ）担保や金利の設定は、被災地企業の実態を踏まえたものとする、エ）中堅・大企業向け対応については、産活法出資、ツーステップローンに潤沢な融資枠を設定する。また、損害担保、利子補給も行えるようにする。

②農林水産業における持続的発展基盤の確立と食の安全の確保

- a) 放射性物質の影響が及ぶ地域から出荷される農林水産物の安全性について適切な検査を実施し、必要な措置を実施することにより、食の安全を確保する。併せて、客観的でわかりやすい情報を国際社会に対して発信し、国内と併せて海外における風評被害防止に全力を挙げる。
- b) 農林水産業の早期再生に向け農林漁業者に対する再建支援策の充実と手続きの迅速化を図る。併せて、やむなく転職を図らざるを得ない者に対しては、給付金付きの職業訓練を実施する。
- c) 放射性物質による農林水産業および食品産業関連に関する被害の救済と回復は国の責任において保障するとともに、農地の排土・客土・水源転換・転用などの土壤汚染対策を早期に実施する。

③消費者保護の強化

- a) 国民生活センター・消費生活センターと連携をはかり、募金やカンパ等における詐欺行為や災害復興に関わる悪質商法などに対する監視体制を強化するとともに、消費者に対して注意喚起を行う。併せて、市場における需給の混乱に乗じた便乗値上げを防止する。

④電力の需給ギャップの縮小、安定的供給の確保にむけた対策の実施

- a) 法的な規制も含めた多様な電力供給増加・需要抑制策を組み合わせることで需給ギャップを縮小し、可能な限り計画停電を回避する政策を実施する。特に、法的な規制が及ばない小口需要家や家庭・個人については、適切な節電方法と

その効果の周知を図るなど、実効性ある対策を進める。

- b) 企業などが保有する既存の発電設備の最大限の利活用及び再生可能エネルギー・分散型発電の導入に対して制度面・予算面での支援を行う。
- c) 電気事業者が供給力増強のために計画する火力発電所などの再稼動・新增設について、行政手続きが迅速に行われるよう配慮する。また、発電に要する原燃料の確保や受入体制の整備などに必要な支援を行う。

(4) 原子力発電所事故の収束に向けた対応と被害者の適切な救済の実現

①原子力発電所事故の収束に向けた対応と被害者の適切な救済の実現

- a) 福島第1原子力発電所事故の収束に向けてあらゆる対策を講じる。あわせて、作業従事者の安全衛生体制に万全を期す。
- b) 放射性物質の分布実態にそって避難区域のあり方を適宜見直すとともに、避難者及び避難地域周辺の居住者に必要な情報を正確・迅速に伝える。
- c) 避難に伴う雇用喪失や収入の減少、農林水産物の出荷停止・摂取制限、国内外における風評被害など、多様な形態で生じている原子力発電所事故の被害が適切に救済されるよう早期に指針を策定し、事業者と一体となって誠意をもって賠償を実施する。
- d) 国内外における原発事故による農林水産物・工業製品・観光などの風評被害の防止について、国は積極的な役割を果たす。
- e) 原発事故の原因究明・分析などを進めるとともに、それに基づく原子力政策全体についての総点検と見直しを行う。稼働中あるいは起動予定の原子力発電所について、地震・津波などに関する緊急安全対策を確実に実施する。

【「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて】

(1) 日本経済の持続的・安定的成長軌道への復帰と雇用創出、人材育成

①環境、健康、アジアなどの戦略分野を中心とした新成長戦略の推進による雇用創出、人材育成

- a) 新成長戦略に示された戦略分野（環境・エネルギー、医療・介護、観光、科学技術・情報通信など）を中心に、技術開発、規制の見直しなど予算・税制措置などの集中投資を行い、新たな需要と雇用創出をはかる。また、成長分野における職業能力の共通言語化と職業能力開発（人材育成）を進め、雇用を確保するため、実践的な職業能力の評価・認定制度（キャリア段位制度）の普及・浸透をはかる。
- b) 企業の国内立地促進と中小企業への対策として策定した「国内投資促進プログラム」の早期実現にむけた取り組みを進める。
- c) 民間企業における技術開発支援および産業・企業の発展に資する産業人材を育成するため、産官学と連携をはかり、税制、人材育成などの支援策を講じる。

- d) 中核的労働基準などの遵守とディーセントワークの実現、参加国の雇用への配慮を前提とした積極的な通商政策（F T A / E P A など）を推進し、とりわけアジア市場などの成長を日本の成長に取り込む。
- e) 知的財産・標準化戦略に基づき知的財産を有効活用し、技術立国としての地位確立をはかるとともに、多様化する国際標準化活動に的確に対処できる仕組みづくりを推進するなど、企業の国際標準獲得を支援する。

②地域活性化に向けた中小企業・地場産業等の育成・支援

- a) 地方自治体とも連携して地域の特性・実態を活かした支援制度を実施し知識・産業集積の促進をはかるとともに、産官学金労が一体となって、地域雇用の創出、新事業展開など地域産業活性化策を検討する場を構築する。
- b) 地域を担うステークホルダーとの連携をはかり、市民からまちづくりを担うリーダーを登用する仕組みづくり、インキュベーションマネージャーの育成強化など、地域産業を創造し活性化する人材の創出・育成に対する支援策を行う。
- c) 中小企業に対する高度な技術支援を生産基盤の強化のため、産官学の共同研究を積極的に推進し、国がもつ技術や特許権を有効に活用できるシステムを構築する。また、国内・国外を問わず、中小企業の製造技術と市場をマッチングさせる機能の強化をはかる。
- d) ものづくり技術・技能の継承はもとより、世代に偏りのない技術・技能労働者の確保と人材育成にむけて「ものづくり基盤技術基本計画」を確実に実行する。

③持続可能な農林水産業の確立

- a) 6次産業化の推進による地域振興・活性化や農林水産品や食品の輸出促進をはじめとした「食料・農業・農村基本計画」を確実に実行するとともに、担い手の確保・育成、農地の効果的な活用促進での生産向上により、食料自給力の向上を図る。
- b) 地産地消の全国展開、フードマイレージの普及、国産農産物の消費拡大、農産物輸出の振興、食料自給の向上に係る国民への啓発等の施策を推進する。
- c) 食品に対する信頼向上に向け、消費者重視の農林水産政策を推進し、海外を含めた「生産地から食卓まで」の一貫した食品の安全性・品質管理を強化する。
- d) 口蹄疫および鳥インフルエンザの被害を最小限に抑えるための早期通報と初動体制の仕組みを整備するとともに、法整備を含め被害補償の充実を図る。
- e) 農地の有効利用および新規雇用の創出をはかるため、多様な農業生産組織（担い手農家・農業生産法人・農業サービス事業体等）の育成を支援する。
- f) 国産材の需給改善に向け、川上と川下が一体となり木材を安定的に供給する

ためのシステムを構築するとともに、国産材利用の拡大をはかる。また、そのための基礎となる民有林の森林簿を国の指導・支援のもと各地方自治体が連携し早急に整備する。

- g) 国内漁業生産を基本とした水産物の供給体制を構築するため、「水産基本計画」の確実な実行により、水産物の自給の向上をはかる。

④労働者など多様な関係者の利益に資する企業法制改革と会計基準の実現

- a) 会社法に、ア) 経営者の多様な利害関係者への配慮義務規定、イ) 使用人ではなく従業員との表記と定義の明確化、ウ) 従業員選任監査役制度の創設、エ) 監査役への一部妥当性監査権限の付与、オ) 決算公告制度の見直し、カ) 組織再編時の従業員への情報提供と意見表明機会の法制化、キ) 親会社・親会社経営者の子会社への責任規定などを盛り込むことを通じて、労働者をはじめとした多様な利害関係者の利益への配慮を含む企業統治、親子会社に関する規律を実現する。
- b) 上場会社の連結財務諸表に対して I F R S（国際財務報告基準・国際会計基準）を強制適用することを当面見送る方針を早期に明確にする。また、個別財務諸表に対する会計基準は、注記などによる透明性確保を前提に、日本の産業構造や企業活動の実態に照らして適切な事項のみをコンバージェンス（収れん）し、その結果として連結財務諸表と個別財務諸表の会計基準が異なることも許容する。

⑤わが国の成長・発展を担う厚みのある人材層の形成

- a) 教育の場から労働の場への円滑な接続に向け、「働くことの意義」、「働く者の権利・義務（ディーセントワーク、ワークルール）」、「ワーク・ライフ・バランス」など、勤労観・職業観を養う教育の充実をはかる。
- b) 日本の成長と競争力を支える人材を育成する視点で、政府（省庁横断）、都道府県、大学が連携して、バランスのとれた職業能力開発を行うとともに、グローバル人材と高度技能人材の育成では、国と企業の役割のあり方を含め、産・学・官のリソースを最大限に活用する。
- c) 国際的な質保障を意識した、大学等における質の高い高等教育を実践する教育プログラムと教育体制の確立をはかる。

(2) ディーセントワークの実現

①有期労働契約の労働者保護のルールについての法整備

- a) 「有期労働契約に関する連合の考え方」をもとに、有期労働契約の締結、更新および雇止めなどについての規制、均等・均衡待遇原則などについて、労働政策審議会での審議を通じ、有期労働契約の労働者保護のルール化をはかる。

b) 労働者派遣法について、労働者保護の視点から改正労働者派遣法案（2010年閣法）を早期に成立させる。残された課題については、2007年「労働者派遣法見直しに関する連合の考え方」など、連合の考え方に基づき、引き続き労働者保護の観点から対応する。

②希望する者全員が 65 歳まで働き続けられる社会に向けた高年齢者雇用安定法の見直し

- a) 「高年齢者雇用安定法の見直し等に関する連合の考え方」に基づき、希望する者全員が 65 歳まで働き続けられるよう、高年齢者雇用安定法を改正する。
- b) 雇用確保措置については、現行の「定年の引き上げ」「継続雇用制度」「定年の定め廃止」の 3 つの選択肢を残すこととする。
- c) 「継続雇用制度」における労使協定による対象者の基準設定による制度導入の見なし措置は廃止し、希望する者全員を対象とした継続雇用制度とする。

③労働政策審議会安全衛生分科会の建議に基づく労働安全衛生法改正の早期実現と実効性の確保

- a) 職場におけるメンタルヘルス対策については、特に中小事業場における運用を徹底する。また、労働者のプライバシー保護・不利益取扱いの禁止を厳格に適用する。
- b) 職場における受動喫煙防止については、国民的コンセンサスの形成や財政的支援を拡充する。
- c) 機械譲渡時における機械の危険情報の提供・職場における化学物質管理については、早期の法制化を検討する。

④生活できる水準へ最低賃金の早期引き上げ

- a) 賃金の底支え機能が十分に発揮され、生活できる賃金水準の確保をはかるため、必要生計費（連合リビングウェイジ）や一般労働者の賃金水準を充分考慮した施策を行う。

⑤パートタイム労働者の均等・均衡処遇の確立

- a) すべてのパートタイム労働者の均等・均衡処遇の確立、労働条件の向上に向けて、パートタイム労働法を改正する。

⑥ワーク・ライフ・バランス社会の実現のための推進体制の強化

- a) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を推進し、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の数値目標の着実な実現をはかる。
- b) 次世代育成支援対策推進法「事業主行動計画」の策定・公表・実行などを徹底する。

- c) 地方における政労使合意形成を促進し、次世代育成支援対策推進法「地域行動計画」の着実な実行をはかる。

(3) セーフティネットの構築と安心・安全社会の実現

① 積極的雇用政策と社会保障政策との連携による新たな生活保障制度の確立

- a) 雇用における第1のセーフティネットである雇用保険は、雇用政策に対する政府の責任として、国庫からの負担を早期かつ確実に本則(1/4)に戻すとともに、求職者支援制度の財源は、国として設ける第2のセーフティネットという趣旨から、全額一般財源で負担する。
- b) すべての雇用労働者に社会保険を原則適用するとともに、雇用保険制度や求職者支援制度のセーフティネットの強化に向けて、給付額や給付期間の充実・最適化を進める。
- c) 生活保護に安易に陥ることを防ぐため、低所得層の自立支援に向け、住宅・医療・介護の各扶助を見直し、住宅補助制度(住宅の現物給付または家賃補助)、医療・介護費補助制度(保険料及び自己負担分)を創設するなど生活保護制度の再構築を図る。

② 基礎年金の税方式化や被用者年金一元化など年金制度改革の推進

- a) 基礎年金の空洞化・無年金を解消して「皆年金制度」を再構築するため、早期の基礎年金の全額税方式化実現に向けた年金制度改革に取り組む。
- b) パートタイマーを含むすべての雇用労働者が加入する真の被用者年金制度を再構築する。
- c) 厚生年金と各共済年金の財政単位と「給付と負担」の一元化をはかる。

③ 医療・介護の連携・機能分化による「地域包括ケア」体制の構築と地域医療提供体制の確立

- a) 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、在宅医療・看護、生活支援を含む介護や福祉のサービスが受けられる、24時間対応の「地域包括ケアシステム」を確立し、普及させる。また、そのための診療報酬および介護報酬の改定を行う。
- b) 地域医療提供体制を確保するため、政府・自治体が診療科ごとの必要医師数を定め、診療所を含めた各医療機関や医科系大学に対して、医師の適正配置に向けた協力を義務付ける。

④ 「子育て基金(仮称)」構想の実現など子ども・子育てを社会全体で支える仕組みの構築

- a) 子ども・子育てに関わるステークホルダーの政策決定プロセスへの参画やサービス・財源の総合化など、利用者本位の切れ目のない、バランスのとれた

現金給付と現物給付の提供体制を整備する「子育て基金（仮称）」構想を実現する。

- b) 安心して子どもを産み・育てられる環境を整備するため、保育所や放課後児童クラブの待機児童問題を解消する。併せて、すべての子どもに対するより良い保育・幼児教育環境を整備するため、保育所と幼稚園の実践を活かしつつ、幼保一体化を実現する。
- c) 先進諸国中で極めて低い水準にある教育費の公的負担を増額し、家計負担の軽減をはかる。
- d) 家庭の経済格差が教育格差を生まないよう、就学援助や奨学金制度の充実など、教育における機会の均等を保障する制度を充実する。

⑤医療・福祉・介護分野における人材確保と福祉・介護労働者の処遇改善

- a) 安心の医療提供体制を確立するため、医師や看護師が離職せずに働き続けられる職場環境づくり、復職プログラム等教育・研修体制の強化、夜間交代制労働に関するガイドラインの策定などに取り組む。
- b) 介護ニーズ等の急速な拡大に対応し、サービス提供体制を確保するため、福祉・介護労働者の継続的な処遇改善を進める。併せて、キャリアアップの仕組みを導入・普及し、長期的な確保・定着の推進をはかる。
- c) 保育労働者の確保・定着に向け、保育労働者の処遇改善を促進する。また、保育労働者の賃金水準に与える影響を考慮し、私立認可保育所運営費の使途制限は維持する。

⑥安心・安全な住まいとまちづくりの推進

- a) 電気・ガス・通信・上下水道、学校・病院・道路・橋梁・鉄道・バス・港湾・空港などの施設・設備の耐震補強および老朽化対策を推進し、緊急情報システムを含むライフラインの安心・安全を担保する。
- b) 「居住の権利」を基本的人権として位置づけ、低所得者や高齢者、障がい者、子育て世代等、特に配慮が必要な世帯への公的賃貸住宅の供給や、民間の優良賃貸住宅に対する支援を強化する。
- c) 環境・耐震・ユニバーサルデザイン等に適応した住宅や設備を適正な価格で取得・改修できるよう、税制優遇や費用補助を拡大する。
- d) 住生活基本計画（都道府県計画）の見直しや、住生活基本計画（市区町村計画）を策定する際には、労働者代表の意見反映と協議参画をはかる。
- e) 総合的な交通・運輸政策の基本理念・政策目標・基本方針などを規定する、交通基本法を制定する。
- f) 総合的な交通・運輸政策に基づき、高速道路の中長期的なあり方や物流ネットワークの整備など、位置づけや目的を明確にする。

⑦消費者保護政策の強化と推進

- a) 消費者庁および消費者委員会について、発足後の取り組み評価を行い設置の趣旨および関連法成立時に附則・附帯決議を検証し、未実施項目については対策を講じること。
- b) 国民生活センターおよび地方自治体等に設置されている消費者相談センターの態勢・機能を強化する。その際には、相談員の確保や相談への対応力強化をはかるため、相談員の雇用形態・処遇を改善するとともに、能力開発を充実させる。
- c) 消費者生活に深く係わる社会保障、金融・証券関連商品等の知識・情報や悪質商法の最新情報など消費者被害の事前防止との自立と健全な経済活動につながる消費者教育を、年齢層に応じて実施する。

(4) 安心社会を支える負担の分かち合い

①「公平・連帯・納得」の税制改革（権利憲章の制定、共通番号の導入含む）

- a) 納税者の権利・義務を明示した権利憲章の制定、社会保障・税共通の番号制度導入、税財政情報の一層の開示等、納得性・透明性を高める改革を行う。
- b) 相続税や資産課税、所得税の累進性を強化し、税の所得再分配機能を高める。給付つき税額控除を導入する。
- c) インボイス方式を導入し、消費税の益税・滞納を解消する。
- d) 中小企業の支援やディーセントワークを後押しする税制改革を行う。
- e) 自動車関係諸税を軽減・簡素化する抜本的な見直しを行う。「暫定税率」（本則税率を上回る租税特別措置）を廃止する。

②復興・再生と安心社会を支える財政基盤の確立

- a) 法人税率の引き下げを3年程度凍結し、復興財源に充てる。また、復興・再生にむけた財源として、資産・所得に着目した時限的な「付加税」の新設を検討する。
- b) 社会保障改革等と平仄を合わせた税制改革の方向性を示し、国民的な合意形成をはかる。消費税を引き上げる場合は、全額社会保障費に充当する。
- c) 復興・再生と安心社会を支え合う財政基盤の確立に向けて、歳出の見直しとともに歳入増をはかる財政健全化の道筋を明示する。

(5) 「新しい公共」と国民本位の行政システムの確立

①行政改革と「新しい公共」の推進

- a) 政府の事務・事業や規制、関係法人などの見直しを行い、行政のムダを排除する。
- b) 「新しい公共」を踏まえ、政府、地方自治体、民間事業者、NPOなどがそれぞれの責任と特性を活かしたサービスを推進する。併せて、NPO・コミ

ユニティビジネス等のいわゆる社会的企業に対する支援を拡充する。

②民主的な公務員制度改革と労働基本権の確立

- a) ILO勧告に沿って、公務員の労働基本権を保障し、公正で能率的に職務を遂行でき、能力を高められる民主的な公務員制度を構築する。
- b) 内閣主導の行政システムを確立し、官僚主導の縦割り行政を是正する。
- c) 総人件費改革や行政改革の実施の際には必ず事前に労使交渉・協議を行い、労働条件の維持・雇用の確保に万全を講ずる。

③地方自治の本旨に沿った地方分権の推進

- a) 「基礎自治体優先の原則」を徹底し、地方自治体の事務に対する国の義務づけ・枠づけを縮小する。その際、保育、介護、児童養護、障がい者福祉、義務教育など、生存権や生命の安全の確保等、とりわけ人としての尊厳や子どもの成長に深くかかわるサービスについては、国の最低基準の確保を前提とする。
- b) 行財政基盤の強化および地方分権の推進に資する行政体制の確立を推進し、効率化をはかるとともに、都道府県をはじめ区域を越える広域的行政課題に対応するため、住民合意のもと、広域連合制度を活用する。
- c) 公共事業等に係わるひも付き補助金の一括交付金化をはかり、地方にとって使い勝手のよい制度になるよう、2011年度の結果を検証し、仕組み等必要な見直しを行う。

(6) 公正・公平な社会の実現

①国連「障害者権利条約」の批准に向けた障害者基本法改正、「障がい者差別禁止法」（仮称）の制定など国内法の整備

- a) 障がいを理由とするあらゆる差別を撤廃する包括的な枠組みを構築するため、「障がい者差別禁止法（仮称）」を制定する。
- b) 障害者自立支援法を廃止し、「障害者総合福祉法（仮称）」を制定する。

②「人権侵害救済法」（仮称）の制定と人権救済機関の設置

- a) 人権侵害に対する十分かつ迅速な解決と救済を目的とする「人権侵害救済法（仮称）」の制定を推進する。
- b) 人権侵害からの救済を目的とする人権救済機関（人権委員会）として、国に「中央人権委員会」、都道府県と政令指定都市に「地方人権委員会」を設置する。

③国連「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准

- a) 女性のあらゆる人権と基本的自由を完全かつ平等なものとして保障するため、

国は、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准する。

(7) 持続可能で公正なグローバル社会の実現

① 低炭素社会の構築に向けた気候変動対策の着実な実行と公平・公正で実効性のある 2013 年以降の国際的枠組みの構築

- a) 2013 年以降の温室効果ガス排出削減に関する国際的枠組みが、全ての主要排出国が参加する公平で実効性ある枠組みとなるよう、国際交渉において合意形成を図る。
- b) 日本の技術協力や資金援助により削減される温室効果ガスが幅広く柔軟に評価される二国間クレジット制度を知的財産保護等に留意しつつ構築する。
- c) 国内における具体的な温室効果ガス排出削減対策の検討にあたっては、技術的な導入の可能性や費用対効果、短・中・長期の時間軸の観点を踏まえた実効性を重視する。
- d) 国内における気候変動対策に関しては、国民負担や雇用、経済・産業活動に与える影響の全体像等に関するプラス面、マイナス面の正確な情報を統一見解として開示し、働く者も含めた広範かつ丁寧な国民的議論を通じた合意形成を図る。
- e) 「家庭・オフィス版 CDM」や「地域版 CDM」制度を実証実験の経過や結果を検証しながら構築するとともに、節電の見える化を推進するためにスマートタップやスマートメーターの利用による節電の成果に対するエコポイントなどのインセンティブ付与により、民生部門における温室効果ガス排出削減の促進・拡大を図る。
- f) 「名古屋議定書」の合意に基づき、遺伝資源利用の国際ルールづくりを推進するとともに、「愛知目標」の達成に向け国内施策を推進する。
- g) 水に係わる安全保障を確立し、国民生活の維持向上と生態系および健全な水循環の保全を図るため、水行政の一元化と総合的な水の管理制度を確立する「水基本法（仮称）」を制定する。

② 社会的側面に配慮し、バランスのとれた公正で持続可能な経済・社会の構築に向けた国際的取り組みの強化

- a) 公正で持続可能な経済活動ルール構築に向け、グローバル・レベルでの憲章策定など G20 を通じた取り組みを強化し、パラダイムシフトをはかる。
- b) 国際機関や政府間会合に労組諮問機関を設置するなど、ソーシャルパートナーとの対話を強化し、社会的側面に配慮し、バランスのとれた経済・社会構築を推進する。
- c) WTO のルールに社会条項を盛り込み、公正で持続可能な多角的自由貿易体制の発展を促す。地域レベルや二国間の FTA/EPA 締結は、中核的労働基準の遵守を前提とするとともに、協定の事前交渉段階から労働組合の参画

を担保する。また、協定が安易な外国人労働者の受け入れにつながらないようにする。同時に、国内の外国人労働者すべてに労働諸法の実質的な適用をはかるとともに、違法な使用者・ブローカーの摘発を強化する。

- d) 改定後のOECD多国籍企業ガイドラインの政労使による周知・徹底と日本NCPの実質的機能強化などにより、多国籍企業における労使紛争の未然防止と早期解決をはかる。
- e) 国連ミレニアム開発目標(MDGs)の達成を視野にODAを確保する。その際には、持続可能な社会開発の観点から、職業訓練など労働分野における人材育成の拡充に努力するものとし、ILOを通じたマルチ・バイ協力や国際労働財団の活用をはかる。
- f) ILO中核8条約のうち未批准の2条約、第105号(強制労働の廃止)と第111号(雇用および職業についての差別の禁止)を早期に批准する。また、連合が定める「優先的に批准を求めるILO条約」についても、早期に批准し、中核的労働基準の遵守とディーセントワークを推進する。

3. 重点運動課題

- (1) 被災者への就労支援による雇用の維持・確保と生活再建、正確な情報に基づく風評被害の抑制や被災地産品の積極的購入などによる被災地経済への支援
- (2) 非正規労働者の均等・均衡待遇の推進、最低賃金の引き上げ、ワーク・ライフ・バランスの推進などによるディーセントワークの実現
- (3) 積極的雇用政策と社会保障政策の連携、社会保障・税共通番号制度の導入、社会保障制度の維持・強化のための安定財源の確保など、「社会保障・税の一体改革」の実現

4. 継続運動課題

(1) 【継続】「確定申告・還付申告」の取り組み

税制や税金の使われ方への意識を高めるとともに、連合の掲げる「申告納税」と「源泉徴収・年末調整」の選択制導入の実現をめざし、「医療費還付申告」対象者は、地域・職場における「確定申告・還付申告」の取り組みを昨年度に続き展開する。また、これまで継続的に取り組んできた「領収書をもらおう運動」をさらに発展させた「明細書をもらって医療費をチェックしよう運動」を新たに展開し、「確定申告・還付申告」に必要な領収書の保管、及び診療明細書のチェックを行い、患者本位の医療の確立を目指す。

(2) 【継続】「連合エコライフ21」の実践

一人ひとりが環境問題を強く意識し、「身近なところから、できるところから」ライフスタイルを見直す取り組みである、「連合エコライフ21」の実践を強化し、国民運動として展開する。2012年度については、電力需給対策の必要性を鑑み、

省エネ運動を重点項目に位置づける。

以 上